

環境と福祉にやさしい小型家電リサイクルシステム

事前資格審査

(1) 事前確認に要するもの（申請時提出書類）

①参画申請書（様式第1号）

②業務計画書（様式第2号）

- ・業務総括責任者

- ・各拠点の回収方法及び業務の体制

- ・小型家電の処理施設の名称及び住所

- ※処理施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の施設許可を有する場合には、当該許可番号も記載すること。

- ・小型家電の処理の工程（選別、分解等）

- ・処理施設における1日あたりの処理能力

- ・処理後物の処理先（引き渡し先）

- ※処理先が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可を持つ者には、当該許可番号も記載すること。

③直近過去1年間の財務諸表等の写し

- ・損益計算書

- ・貸借対照表

- ・登記簿

④買受者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可を持つ者には、当該許可証の写し

⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに係る欠格条項に該当していないことを確認する書面

⑥個人情報漏えい防止のために講じる措置を表す書面

⑦買受者自らが作成した業務計画書に基づき業務を実施することを誓約する書面

⑧その他市が必要と認める事項について

- ・障がい者支援施設における主たる監督者・職員、作業者の名簿

- ・障がい者支援施設間の連携確認書

(2) 実地検査

①業務計画書の確認

②小型家電に含まれる個人情報の保護状況

③市と協議した議事録